

* 本稿は原稿です。正式な議事録については、市議会ホームページ
(<http://www.kaigiroku.net/kensaku/saitama/saitama.html>)

にてご確認ください。

また、掲載時期については、議会局にお問い合わせください。

◆9/11（水）本会議討論

議案第137号、第138号、第139号、第140号について、いずれも委員長報告に対して賛成の立場から討論を行います。

議案第137号、第138号、第139号、第140号は、市立中学校照明LED化と空調機設置ESCO事業に関する議案です。9月5日、9日、10日の3日間にわたる審議の過程で明らかとなりましたが、いわゆるWTO案件についての認識に欠ける点や競争性が欠けているように見える点については、入札のあり方や手法を研究し、改善に結びつけるなどの今後の教訓とするべきだと考えます。また、ESCO事業については、確実に効果が上がるように、さらには補助金の活用については、今年度末に完了するように確実に進めていただきたく思います。こうした懸念事項はありますが、いずれにしても子供たちの教育環境の改善につながる点を重視し、委員長報告に賛成するものです。

◆10/18（金）本会議討論

議案第115号、第121～125号、第133号、第135号、第145号について、委員長報告に賛成の立場から討論いたします。

議案第121号「さいたま市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について」、議案第122号「さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」、議案第123号「さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、議案第133号「さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、いずれも関連がありますので一括して討論します。

4議案は、地方公務員法および地方自治法の一部改正、施行により、会計年度任用職員制度が来年4月から開始されることに伴う関連条例の改正議案であります。従来の臨時的任用職員および非常勤職員の任用の厳格化とともに、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、適正な任用と勤務条件を確保することを目的としたものです。

本市の非常勤職員制度では、一般職の非常勤職員の規定はなく、審議会等の委員も、労働者性のある職員もすべて特別職の非常勤職員として扱われておりました。このほどの改正では、臨時的任用職員ならびに非常勤職員の任用根拠を明確にし、職務形態に対応した合理的な人事制度とするものであり、評価できるものであります。本市では、臨時職員約2,200人のうち1,400人、特別職非常勤職員約8,400人のうち2,700人の計4,100人が、来年4月から会計年度任用職員として職務につくこととなります。臨時的任用職員も、いままでの特別職非常勤職員も、それぞれの職種と勤務形態に応じて、パートタイム会計年度任用職員とフルタイム会計年度任用職員になります。会計年度任用職員としての勤務については、給料または報酬、手当などが整備され、従前と比べて待遇面での配慮がされているとのことであり、本市の行政を滞りなく進めていくためにも、非正規の公務員の方たちが安心して働ける労働条件と人事制度を確立していくことは必要なことであり、今回の条例改正によってより適切な行政運営がなされることを期待し、議案に賛成するものです。

議案第124号「さいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、上位法である地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、第23条第1項第1号が新設されたための条例の改正ですので、国と連動しての改正なので、賛成いたします。新設された1号は、図書館、博物館、公民館、その他の社会教育機関を地方公共団体が効果的と判断する場合には、地方公共団体の長が所管することも可能としています。所管が変わることで、本来の社会教育の考え方が薄れてしまうことが懸念されますが、今後社会教育施設が他部局と連携をしていくことは、十分に予想されるため、選択肢が広がるという意味で、市民にとって有効に活用されるべき、検討していくべきと考えます。

議案第125号「さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、まず、この改正条例は、あくまでも条項のずれの部分です。新たな法律に基づいてできた条項の部分を追加したためにそれをすらすらということですので、これについては賛成をするということですので、あえて、会計年度任用職員については、特に本市と違いますけれども、一言触れておくとすると、これについてはぜひ趣旨にのっとった運用を心がけていただきたいと思います。

議案第135号「さいたま市浦和駒場体育館中規模修繕建築工事請負契約について」ですが、今回の工事は、施設が使用できなくなる旨の周知も前もって進めており、駒場体育館主催のイベントも休止期間を外し、企画等の計画もしている点、新たに柔道場への空調も入り、45年たっているアリーナの床の修繕も含み必要であると考えます。今ある施設を活用できるものは活用し、また利用者の利用環境を十分考慮し、修繕の見積もりを立てている点で、この議案には賛成いたします。しかしながら、工期の1年3カ月というのは、アスベスト除去等があるため、除去の安全性を考えますと、いたし方ないと感じますが、利用者の方や団体等には長期間使用できなくなります。くれぐれも工期がおくれませんよう、また修繕終了が早まった場合には、予定より早く再開していただくことに留意いただきまして、賛成いたします。

議案第145号「指定管理者の指定について(さいたま市にぎわい交流館いわつき)について」は、にぎわい交流館いわつきは、岩槻の歴史および文化の発信、産業および観光の振興ならびに地域活性化の拠点として、地域のにぎわい創出に寄与することを目的とした施設であり、来年の2月に開館が予定されています。伝統ある人形文化の振興をはかるための岩槻人形博物館も同じ敷地に併設、開館の予定となっています。岩槻の定住人口の増加に向けて、本施設を有効にかつようしていくことが求められており、指定管理者が区内のまちづくり団体や商業関係者などとも連携をとりながら、事業を進めていくことを強く要望いたします。

議案第115号「令和元年度さいたま市一般会計補正予算(第5号)」について、ですが、本議案における補正予算に盛り込まれました児童扶養手当事務事業は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を支給するため補正を行うものであり、必要と考えます。対象者の判断基準が難しいため、支給もれ防止策については十分な配慮と寄り添った対応をお願いいたします。にぎわい交流館いわつき管理運営事業は、岩槻の歴史や文化の発信、地域の活性化を推進していくものと認識し、地元の市民団体など協議会に参画していただく点でも重要と考えています。次に、通学区域検討事業での防犯カメラを2か所に設置する件については、安全安心な通学路の確保に向けて重要な事業と認識いたします。防犯カメラ運用設置ガイドラインにのっとり、プライバシーの保護については十分に配慮しつつ、適正に運営されることを一言申し添えまして、賛成の討論といたします。

議案第117号から第120号について認定の立場から一括して討論させていただきます。

平成30年度の決算額は歳入歳出ともにさいたま市誕生以来最大規模となり、連続黒字を達成。一般会計・特別会計を合わせた全会計の財政健全化比率は、5・1%、将来負担比率は21・2%と良好な水準を維持しており、健全な財政運営に努力された結果であると評価致します。今回わが会派では実質収支と経常収支に着目して財政状況の評価と今後の見通しについて質疑を行いました。平成30年度は市税収入の補正や基金の取り崩しを行い、結果的に前年度比23億円の実質収支額減となりました。実質収支は次年度の貴重な財源になることから、今後も自主財源の確保や事業の選択と集中などによる安定的な財政運営が継続されることを期待致します。

次に、委員会所管別審査の過程で明らかになった課題や留意点、主な認定理由について順次述べさせていただきます。

まず、**総合政策委員会所管**について

- ・収納調査事業は、ペイジー及びクレジット納付について市民の利便性の向上が確認でき、今後さらなる周知を求めます。また、債権回収にあたっては市民の声を十分に聴いた上で丁寧な対応を心掛けていただきたい一方で、困難事案等による職員負担を鑑み、個人ではなく組織として適正に対応する体制を整えて頂くことを要望致します。
- ・法務コンプライアンスについて、職員による不祥事が多発していることについて現状分析と再発防止を確認致しました。来年4月から内部統制制度の導入が義務付けられ、コンプライアンス分野で先行的に実施している本市としては、更なる庁内コンプライアンス体制を強化し、市民に信頼される行政運営に努めて頂くことを要望致します。
- ・適正な人員管理と人事諸制度について、都市戦略本部と総務局が連携していること、また各事業課も主体的に業務の効率化を実行している点を評価致します。業務が増加する中での実効性のある業務スクラップを遂行するために業務量に応じたマンパワーの確保と、適切な人員配置が重要なことから、計画的に進めるよう求めます。また、職員のワークライフバランスの向上と長時間勤務の是正にもしっかりと取り組んでいただくことを要望致します。
- ・危機管理防災について、先日の台風19号で多くの課題が浮き彫りとなったところですが、被害想定調査の避難者数を基に計画的な備蓄に努め、拠点備蓄倉庫や避難所防災倉庫の管理に取り組むことを要望致します。また、洪水ハザードマップの作成や荒川氾濫時の指定避難所の周知については、広域避難訓練の実施を見据えて各区同士、また、本庁と区役所で情報共有をしていただくことを要望致します。併せて障害を持つ方など要配慮者の引き渡し訓練は、当

事者を交え避難所担当職員と保健師が連携し、着実に実施していただくことを要望致します。

次に、**文教委員会所管**について。

- 教育委員会所管の施設、建設工事等の遅れに関して質疑の中で指摘をさせていただきましたが、工事を円滑に進めるために他部局との連携促進、及び、専門的知識を有する技師の増員等による体制強化が急務と考えます。

次に、**市民生活委員会所管**について

- 市民活動サポートセンター管理運営は、現在職員が2交代制シフト勤務で施設の運営管理を適切に行っているほか、専門相談・セミナー支援業務を行っていることを確認した。市民活動の支援は、聴講型のセミナーだけでなく個別相談でその専門性を担保していくことが非常に重要であることを指摘させていただきます。

次に、**保健福祉委員会所管**について

- 保育政策について、幼児教育・保育の無償化がスタートし、新制度によりさらなる保育需要の高まりと待機児童の増加が見込まれる中、平成30年度は、制度の周知や需要拡大への対応として事務処理準備などをしっかりと進めたことが確認できました。引き続き保育の需要を的確に判断して、保育の受け皿整備と人材確保、事務の効率化に努めていただくと同時に、卒園後の子どもの受け皿である放課後児童クラブの運営支援についても、これまでと同様に施設整備、放課後支援員の処遇改善に取り組んでいただくことを要望致します。
- 療育センター診療所運営について、療育センターの需要はますます高まっております。初診・再診の時間、短縮の課題、定期的な通院が必要な医療的ケア児の負担軽減などの対応策について検討を進めていただくことを要望致します。

次に、**まちづくり委員会所管**について

- 身近な公園整備について、公園用地の確保と整備については、各区課税課や自治会の協力も得て未利用地の情報を収集し、計画的に取り組んできたことを確認致しました。民間児童遊園や借地公園は地権者の理解の上に成り立っていることから、市が直接契約していなくとも、身近な公園等を減らさないために、地権者の協力を得られるような仕組みづくりや、自治会への支援の要請をお願い致します。併せて都市公園においても、より細分化した空白エリアの精査などを進めていただくことを要望致します。

次に、**企業会計**について

- まず、**病院事業**については
平成30年度の経営努力について
薬品単価の引き下げや、ジェネリックへの切り替え等、医療費の縮減などに取り組んだこと、また、新病院での院内物流管理システム（SPD）の導入に向けての準備も進んでいることを確認しました。また、近接総合病院と競合する中で手術支援ロボットの設置、高度放射線治療機器の導入準備が着実に進んでい

ること、医療従事者の人員確保に関しては、新病院開院に向けて計画通りドクター、看護師、助産師等の確保ができていることを確認致しました。総括質疑では、新病院の地方公営企業法の全部適用の検討状況と課題、早期判断について伺いました。平成30年度は全体的にみて経営努力がなされており、引き続き、地域の基幹病院として、地域医療における要の役割を果たせるよう課題を整理し、十分研究して頂くことを期待します。

• 次に、水道事業について

老朽管の布設替えの実績や水道管路の耐震化率、漏水調査業務などについては、水道管路の耐震化率が48・5%で、15政令市中1位であることを評価するとともに、今後も着実な取り組みを実施していただくよう要望致します。職員体制については、民間力を活用するなど効率化を進めてきたことは評価できますが、他方、水道事業の技術継承と人材確保・育成も非常に重要であり、ナレッジバンクの運用や研修の充実などに今後もしっかり取り組んで頂き、ひき続き質の高いサービス提供をお願い致します。

• 次に、下水道事業について

質疑の中で、管渠の浸水対策工事や老朽対策改築工事などの実績と進捗が確認できました。ひき続き計画的な事業推進をお願い致します。

以上今後の事業展開についての要望を付し、行政サービスの充実と住民福祉のさらなる向上に務めて頂くことを申し添え討論と致します。